

令和4年第2回

座間市農業委員会定例総会

日時・令和4年2月24日（木）

午後1時36分

場所・座間市役所 6F 全員協議会室

第2回座間市農業委員会定例総会議事録

令和4年2月24日、第2回座間市農業委員会定例総会を座間市役所全員協議会室へ招集した。

会議に出席した委員

2	吉川	充	8	小野	たづ子
3	曾根	覚	9	井上	俊春
4	鈴木	寛幸	10	小泉	聡
5	小林	多賀雄	11	草薙	初夫
7	大木	秀春	12	大矢	義孝

会議を欠席した委員

1	加藤	博之	6	飯島	英勝
---	----	----	---	----	----

会議に遅刻した委員

会議を早退した委員

会議に出席した農地利用最適化推進委員

大木 秀夫、澤田 富美雄、若菜 成之

書記は次のとおり

- | | | | |
|---|------|----|----|
| 1 | 事務局長 | 山本 | 浩由 |
| 2 | 次長 | 曾根 | 和士 |
| 3 | 庶務係長 | 曾根 | 裕次 |
| 4 | 主事 | 増島 | 亨 |

議事日程

- 1 議事録署名委員の指名について
- 2 諸報告について
- 3 報告第3号 農地法第4条の規定に基づく農地転用届出について
- 4 報告第4号 農地法第5条の規定に基づく農地転用届出について
- 5 議案第6号 農地法第3条の規定に基づく許可申請について
- 6 議案第7号 農地法第3条の規定に基づく許可申請について
- 7 議案第8号 引き続き農業経営を行っている旨の証明について
- 8 議案第9号 農地改良工事施工届出について
- 9 議案第10号 農用地利用集積計画について

その他

午後 1 時36分開会

議 長

ただいまの出席委員は10人で、定足数に達しております。

これより令和4年第2回座間市農業委員会定例総会を開催いたします。

それでは、本日の議事に入ります。

本日の議事日程は、お手元に配布されたとおり定めましたので、ご了承願います。

なお、1番加藤博之委員、6番飯島英勝委員から欠席の届出が出ておりますので、ご報告いたします。

日程第1、議事録署名委員の指名について。

座間市農業委員会会議規則第18条の規定により、2番吉川充委員、7番大木秀春委員の両名を指名いたします。

次に、日程第2、諸報告について。事務局より報告を求めます。

事 務 局

それでは、日程第2の諸報告をさせていただきます。資料をご覧ください。

まず、1の会務報告です。今回は、令和4年1月31日（月）から令和4年2月23日（水）までの概要でございます。

先月、1月31日（月）、この場所におきまして、令和4年第1回定例総会を開催いたしました。定例総会では、農地法第4条、4件、4筆の農地転用届出、農地法第5条、5件、7筆の市街化区域の農地転用届出について、専決処分の報告をさせていただきました。

続きまして、議案としましては、農地法第3条の規定に基づく許可申請について、1件、1筆、引き続き農業経営を行っている旨の証明について、3件、14筆、農用地利用集積計画について、1件、2筆の以上5議案につきまして、ご審議、ご承認をいただきましたので、事後それぞれ所要の手続をさせていただきました。

続きまして、2月16日（水）には農振部会、農地部会を開催しております。

農振部会では、新規就農希望者2名への面接及び新規就農者認定に関する要綱の検討を行いました。

農地部会では、本日の議案に対し事前協議を行いました。

続きまして、2の諸証明ですが、この間の発行件数は合計6件でございます。内容は資料記載のとおりで、座間市農業委員会規程第11条の規定により、処理をさせていただきました。

諸報告は以上でございます。

議長 ただいま、事務局より報告がございました。
報告に対して、ご質疑ございませんか。よろしいですか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長 本件報告ですので、ご了承願います。

次に、日程第3、報告第3号、農地法第4条の規定に基づく農地転用届出について及び日程第4、報告第4号、農地法第5条の規定に基づく農地転用届出について事務局より報告を求めます。

事務局 日程第3、報告第3号、農地法第4条の規定に基づく農地転用届出について。

農地法第4条第1項第8号の規定に基づく農地転用届出について、座間市農業委員会規程第11条第2項第1号の規定に基づき別紙のとおり受理し、受理通知書を交付したので、同条第3項の規定に基づき報告します。

令和4年2月24日、座間市農業委員会事務局長、山本浩由。

日程第4、報告第4号、農地法第5条の規定に基づく農地転用届出について。

農地法第5条第1項第7号の規定に基づく農地転用届出について、座間市農業委員会規程第11条第2項第1号の規定に基づき別紙のとおり受理し、受理通知書を交付したので、同条第3項の規定に基づき報告します。

令和4年2月24日、座間市農業委員会事務局長、山本浩由。

総括表をご覧ください。

法第4条届出でございます。田が1筆、地積、459㎡、畑が12筆、地積、6,166.9㎡、合計13筆、地積が6,625.9㎡、届出は6件でございます。

続きまして、法第5条届出でございます。田が1筆、地積が191㎡、畑が3筆、地積、644.54㎡でございます。筆数合計は4筆、地積合計は835.54㎡、届出は5件でございます。

なお、法第3条許可申請については、記載のとおりでございます。

報告は以上でございます。

議長 ただいま、まとめて報告がございました。

報告に対して、ご質疑ございませんか。よろしいですか。

1件だけよろしいですか。報告第3号の上から2行目、3行目、相模が丘で公園への農地転用があるんですけども、これはどういう公園ですか。

事務局 こちらの公園でございますが、相模が丘3丁目のなかよし広場という公園ござい

ます。

議長 市のものでしょうか。

事務局 はい。市で管理している公園でございます。

議長 その他よろしいですか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長 本件報告ですので、ご了承願います。

次に、日程第5、議案第6号、農地法第3条の規定に基づく許可申請について議題といたします。

事務局より提案理由並びに補足説明を求めます。

事務局 日程第5、議案第1号、農地法第3条の規定に基づく許可申請について。

別紙記載の農地の所有権移転許可申請は、農地法第3条第1項の規定により適切なものと認められるので議決を求めます。

令和4年2月24日、座間市農業委員会会長、井上俊春。

資料は4ページをご覧ください。

譲渡人ですが、座間市座間2丁目■■■■■にお住まいの■■■■■さん。譲受人は、厚木市三田三丁目■■■■■にお住まいの■■■■■さんでございます。

土地につきましては、番号1、座間2丁目■■■■■、地目、田、地積、700㎡。番号2、座間2丁目■■■■■、地目、畑、地積、109㎡。番号3、座間2丁目■■■■■、地目、田、地積、244㎡。番号4、座間2丁目■■■■■、地目、田、地積、185㎡。番号5、座間2丁目■■■■■、地目、畑、地積、171㎡でございます。

場所につきましては、5ページから7ページをご覧ください。

西中学校、東側にある田と畑、それから、西中学校、北西にある田でございます。

譲受人の■■■■■さんですが、厚木市で造園業を営み、昨年4月にも市内の別の農地で第3条の許可を受けた方ございまして、さらに規模拡大をする意向から今回の申請に至ったものでございます。

申請書には、厚木市農業委員会が発行した耕作証明も添付されております。

田、1,840㎡、畑、4,658㎡、合計6,498㎡を耕作しており、耕耘機、トラクター、田植機、コンバインなど一通りの農機具を所有し、農業経営をされています。

内容につきましては以上になります。よろしくご審議お願いいたします。

議長 ただいま、議案第6号、農地法第3条の規定に基づく許可申請について、提案理由

並びに補足説明がございました。

本案は、さきの農地部会において協議・検討されております。

大矢義孝農地副部長より協議概要の報告を求めます。

大矢農地副部長 16日に現地確認をいたしました。田は耕耘されていますし、畑も適切に管理されておりました。問題ないと思います。

議 長 議案第6号の地区担当委員は小林多賀雄委員です。

地区担当委員としての発言を求めます。

小 林 委 員 副部長が言われたように、問題はありません。

以上です。

議 長 農地副部長並びに地区担当委員の意見を参考に、これより質疑に入ります。ご質疑ございませんか。よろしいですか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議 長 それでは、質疑を打ち切り、これより採決を行います。

議案第6号、農地法第3条の規定に基づく許可申請について、本案、副部長報告は「承認」であります。副部長報告のとおり「承認」することに賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

議 長 挙手全員。よって、議案第6号は原案のとおり承認することに決しました。

次に、日程第6、議案第7号、農地法第3条の規定に基づく許可申請について議題といたします。

事務局より提案理由並びに補足説明を求めます。

事 務 局 日程第6、議案第7号、農地法第3条の規定に基づく許可申請について。

別紙記載の農地の所有権移転許可申請は、農地法第3条第1項の規定により適切なものと認められるので議決を求めます。

令和4年2月24日、座間市農業委員会会長、井上俊春。

資料は8ページをご覧ください。

譲渡人でございますが、海老名市泉二丁目■■■■■■■■■■にお住まいの、■■■■■■■■■■さん。譲受人は、座間市緑ヶ丘二丁目にある■■■■■■■■■■でございます。

土地につきましては、番号1、入谷西5丁目■■■■、地目、田、地積、234㎡。番号2、入谷西5丁目■■■■、地目、田、地積、995㎡です。

案内図につきましては、資料の9ページをご覧ください。

県立座間高校、西側に位置する市街化調整区域の畑でございます。

農地法第3条の許可要件として、所有する全ての農地を効率的に利用する全部効率利用要件や、農作業常時従事要件、下限面積要件等がありますが、農地法施行令第2条第1項ハにおいて、教育を行う目的で設立された法人福祉法人等がその目的のために必要な農地を取得することは、例外的にこれらの要件を適用しないという規定がございます。

今回は、保育園の事業のために農地を取得するための申請でございます。

内容につきましては以上となります。ご審議よろしくお願いたします。

議長 　　ただいま、議案第7号、農地法第3条の規定に基づく許可申請について、提案理由並びに補足説明がございました。

本案は、さきの農地部会において協議・検討されております。

大矢義孝農地副部長より協議概要の報告を求めます。

大矢農地副部長　この土地も現地確認をいたしました。登記地目は田になっておりますが、現状は畑で、いろいろな野菜が作っており、問題ないと思います。

以上です。

議長　　議案第7号の地区担当委員は小泉聡委員です。

地区担当委員としての発言を求めます。

小泉委員　区画ごとに適正に野菜栽培がされており、特に問題ないと思います。

以上です。

議長　　農地副部長並びに地区担当委員の意見を参考に、これより質疑に入ります。ご質疑ございませんか。よろしいですか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長　　それでは、質疑を打ち切り、これより採決を行います。

議案第7号、農地法第3条の規定に基づく許可申請について、本案、副部長報告は「承認」であります。副部長報告のとおり「承認」することに賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

議長　　挙手全員。よって、議案第7号は原案のとおり承認することに決しました。

次に、日程第7、議案第8号、引き続き農業経営を行っている旨の証明について

議題といたします

事務局より提案理由並びに補足説明を求めます。

事務局

日程第7、議案第8号、引き続き農業経営を行っている旨の証明について。

租税特別措置法第70条の6第1項の規定の適用を受けている農地に係る農業経営を
引き続き行っている旨の承認を求めます。

令和4年2月24日、座間市農業委員会会長、井上俊春。

資料は10ページをご覧ください。

申請人でございますが、住所、海老名市上郷一丁目■■■■。氏名、■■■■。引き
続き農業経営を行っている期間は、平成31年3月27日から令和4年2月24日まで。

特例適用農地ですが、入谷西五丁目■■■■、地目、田、地積、991㎡でございます。

本件は上郷にお住まいの■■■■さんからの申請でございます。

この証明は、農政猶予を受けた場合に相続人が農地として適正に管理、耕作してい
るか、3年ごとに税務署へ提出するため、農業委員会が農業経営の継続について証明
するものでございます。

案内図は11ページをご覧ください。

入谷駅の西側、市街化調整区域の田でございます。

■■■■さんは、平成9年にお父様が亡くなり、農地を相続され、今回で8回目の申請
でございます。

■■■■さんは、海老名市内の農家であるため、海老名市農業委員会に確認をしました
ところ、本人と母親と奥様、それから、お子様2人の計5人で、田、約1万5,000㎡、
畑、約2,800㎡を所有し、良好に農地を耕作、管理されている農家でございます、
耕耘機やトラクター等、一通りの農機具を所有しているとのことでした。

内容につきましては以上になります。よろしくご審議お願いいたします。

議長

ただいま、議案第8号、引き続き農業経営を行っている旨の証明について、提案理
由並びに補足説明がございました。

本案は、さきの農地部会において協議・検討されております。

大矢義孝農地副会長より協議概要の報告を求めます。

大矢農地副会長 こちら現地確認をいたしました。トラクターできれいに耕耘をされております
し、適正に管理されており、問題ないと思います。

以上です。

議 長 議案第8号の地区担当委員は小泉聡委員です。
地区担当委員としての発言を求めます。

小泉委員 ただいまの副部会長の発言のとおり特に問題ないと判断します。
以上です。

議 長 農地副部会長並びに地区担当委員の意見を参考に、これより質疑に入ります。ご質疑
ございませんか。よろしいですか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議 長 それでは、質疑を打ち切り、これより採決を行います。
議案第8号、引き続き農業経営を行っている旨の証明について、本案、副部会長報告は「承認」であります。副部会長報告のとおり「承認」することに賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

議 長 挙手全員。よって、議案第8号は原案のとおり承認することに決しました。
次に、日程第8、議案第9号、農地改良工事施工届出について議題といたします。
事務局より提案理由並びに補足説明を求めます。

事務局 日程第8、議案第9号、農地改良工事施工届出について。
別紙資料のとおり、農地改良工事施工届出が農地改良工事指導要綱第4条の規定に
基づき提出されたので承認を求めます。

令和4年2月24日、座間市農業委員会会長、井上俊春。

資料は12ページをご覧ください。

所有者の住所でございますが、座間市四ツ谷■■■■、■■■■。

工事施工者の住所も同様でございます。

場所につきましては、四ツ谷字柳原■■■■、地目、田、地積、604㎡、利用計画は
野菜となっております。

案内図につきましては13ページをご覧ください。

新田宿・四ツ谷コミュニティセンター西側の、地目は田でございます。

お配りしている資料も併せてご覧いただきたいと思っております。営農計画書と工事施工
概要書をお配りしております。

提出された営農計画によりますと、今後も引き続き、露地野菜の作付をして管理を
していくということで、土を入れたいということで今回申請に至ったとのことござ

います。

こちらの農地改良工事施工概要書によりますと、現況地盤高から10cmから15cmほど土を入れる予定でございまして、改良工事に関する周辺農地への被害防除策としては、隣接が一部、自己所有地となっておりますので、そこは良いと思うのですけれども、あと、隣はお兄様が所有する農地ということで、ここも承諾をいただいているということで、それ以外のところにつきましては、既存のコンクリートブロック以下まで土を盛りまして、その他の部分は盛土を行わないということでございます。

搬入する土につきましては、令和3年3月に座間二丁目 外2筆における住宅建築のための農地転用許可申請で許可相当の意見を議決した建設現場から発生した建設残土でございます。

隣接地の所有者の同意書の提出もあり、工期につきましては2月27日までを予定しております。

内容につきましては以上でございます。ご審議よろしくお願いたします。

議長 ただいま、議案第9号、農地改良工事施工届出について、提案理由並びに補足説明がございました。

本案は、さきの農地部会において協議・検討されております。

大矢義孝農地副部長より協議概要の報告を求めます。

大矢農地副部長 こちらも現地確認をいたしました。既に土は盛られてはおりますが、その後、トラクターで耕耘をされてありました。問題ないと思います。

議長 議案第9号の地区担当委員は小泉聡委員です。

地区担当委員としての発言を求めます。

小泉委員 現況を確認いたしました。特に問題ないと判断いたします。

議長 農地副部長並びに地区担当委員の意見を参考に、これより質疑に入ります。ご質疑ございませんか。よろしいですか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長 それでは、質疑を打ち切り、これより採決を行います。

議案第9号、農地改良工事施工届出について、本案、副部長報告は「承認」であります。副部長報告のとおり「承認」することに賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

議長 挙手全員。よって、議案第9号は原案のとおり承認することに決しました。

次に、日程第9、議案第10号、農用地利用集積計画について議題といたします。

なお、本案につきましては、[]委員は当事者でございます。農業委員会等に関する法律第31条第1項の規定により議事参与の制限がございます。しばらくの間、ご退席願います。

([]委員 退室)

議長 それでは、事務局より提案理由並びに補足説明を求めます。

事務局 日程第9、議案第10号、農用地利用集積計画について。

農業経営基盤強化促進法第18条の規定に基づき、農用地利用集積計画について承認を求めます。

令和4年2月24日、座間市農業委員会会長、井上俊春。

資料は14ページをご覧ください。

こちらの農用地の利用集積計画でございますが、農業経営基盤強化促進法に基づき座間市において基本的構想を定め、農作業や農地の管理を任せたい農地所有者と、農地を借りて経営規模を拡大したい希望を持つ農業者との間に市が入り、農地の貸し借り等を農地法によらずに行うものでございまして、農地の流動化、集約化を図り、農作業の効率化等を促進する事業でございます。

貸人が、[]。住所が、座間市四ツ谷[]。

所在地が、四ツ谷字中川原[]、地目、田、地積、593㎡。利用権の種類は使用貸借。

借人が、[]。住所が、座間市四ツ谷[]。

始期は令和4年3月1日、終期は令和6年12月31日の、期間が2年10箇月間でございます。

案内図につきましては、15ページをご覧ください。

新田宿グラウンド南東の田、1筆でございます。

この農用地利用集積計画につきましては、借手側の審査をしていただくものとなります。

借人の[]さんですが、ご存じのとおり市内で大規模に耕作されている方でして、農業経営としましては、農機具を一通り所有し、意欲的に農業をされている方でございます。

今回の農用地利用集積計画では、貸人が1人、借人が1人、筆数が1筆、面積、

593㎡の利用集積計画となりました。

内容につきましては以上となります。ご審議よろしくお願いたします。

議長 　　ただいま、議案第10号、農用地利用集積計画について、提案理由並びに補足説明がございました。

　　ただいまの説明を参考に、これより質疑に入ります。ご質疑ございませんか。よろしいですか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長 　　それでは、質疑を打ち切り、これより採決を行います。

　　議案第10号、農用地利用集積計画について、「承認」することに賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

議長 　　挙手全員。よって、議案第10号は原案のとおり承認することに決しました。

　　それでは、[]委員の入室を許可します。事務局でご案内をお願いします。

（[]委員、入室）

議長 　　[]委員にお伝えいたします。

　　ただいま、議案第10号、農用地利用集積計画につきましては、全員の賛成で承認しましたので申し伝えます。

　　以上で、議案審議は全て終了いたしました。

　　委員の皆様、推進委員の皆様、ここで何かご意見、ご質問等ありましたらよろしくお願いたします。

若菜推進委員 　　要望なのですが、座間市の田が所有権移転で、他市町村の方に移るということは、すごく残念なことなのですが、特に田についてです。これから水を入れるための水路がありますが、水路の掃除を、これは昔からの恒例で、3月、4月に堀ざらいという名目で水路の掃除を行っています。初めてその地区の田等を買われる方は分からなくなるというか、そういう行事があるということ実態を知らないはずなのですけれども、1人が田の水路を掃除しないと、そこであふれてしまったり、皆さんに迷惑がかかることが多々あります。

　　ですから、このことについて、申請に来られたときに、そういうことを一言、言っていたきたいのです。

　　それともう一つ、同じようなことなのですけれども、9ページの社会福祉法人が買

われた土地なのですけれども、この近辺は私も作っています。だからよく分かるのですけれども、②の下に水路があります。これは質問になってしまうのですけれども、この水路というのは誰が掃除をするのですか。今までは■■■さんが人に貸していたから、■■■さんがやっていたのか、その借りている人がやっていたのかは分からないのですけれども。このことについても、一言、言っておいていただければと思うのですけれども。一番端側で、ここを掃除しなかったら、もう全部が水をかぶってしまいますので。

議 長 それは排水のことですか

若菜推進委員 そうです。排水・入水、一緒です。左岸の確認か何かで、田を畑として認められているのだったら、全然、私の所有ではありませんということになるわけなのですけれども、水路として、現況、畑だけれども地目は田ですから、水路があるということは、それなりのお金も払っているはずだと思うのです。そこまで私は突っ込めませんので。何しろこの掃除をしてもらわないといけなくなると思います。

議 長 その水路管理ですね。

若菜推進委員 そうです。

議 長 こういうのは結構やっていますからね。

若菜推進委員 はい。

議 長 事務局から。

事 務 局 市外の方が第3条で取得した際の堀ざらい等の水利の管理については、水路の管理に限らず、多分、除草だとかいろいろあると思うのですけれども、その辺は申請に來られたタイミングですとか、タイミングを見て、事務局のほうから話をすることは可能でございます。

ただ、私たちも、いつ、どこで、何が行われているかというのは、そこまでは少し分からないので、そこは誰に話をしているのかも含めて、事務局では分からない状況なのです。

例えば、新田宿であれば、水利組合の方、大体、毎年来ていただくので名前とかは分かるのですけれども、ほかの地区については、あまり私どもも付き合いがないので、都度、どなたか知っている方に確認をして、話をするのかなというところがあります。

なので、そういう地域のこと。この方も実際、厚木市で田を行っているので、恐らくそういうのがあるというのは多分、分かっているとは思うのですけれども、そうい

う話をすることは、まずできます。

それともう一個、社会福祉法人が購入したところの前の水路につきましては、確かにあそこは雨が降るとすぐ詰まってしまい水浸しになるのです。農政課が所管をしている水路でございまして、いつも我々が頑張って詰まりを取っているような状況でございまして。あそこは川に落ちるところです。水路によく肥料等が入っている袋が流されて詰まり、そして流れなくて水浸しになるというのがあって。毎年、行っているような気がするのですけれども、よく詰まってしまうのです。あそこの詰まりについては、私どもが何とか頑張ってやっています。場合によっては、もうどうしようもならない場合は、業者に対応していただくような形になります。

あの水路につきましては、基本的には、そこの農地の所有者の方に日頃の手入れはしていただくというのをお願いしていくような形になるのですけれども、やはり、今そこの自分のところをやっていない方というのが非常に多いので、そういうところは、なかなか少し難しいかと。今後、そういう農地が増えてきたときにどうしたらいいかというのは、少し今悩んでいるところではあります。

議長 いかがですか。

基本的に申請許可のときに一言申し添えてもらうのは、当然のことだと思いますので。あとは、少し100%管理し切れないというような。農政課のほうであとは行うということなので、一応、ご了承ください。

では、事務局のほうで、許可申請をするときに必ず一言付け加えてください。

これでご理解いただきたいと思います。

そのほかによろしいですか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長 事務局からは何かございますか。

その他

・農業委員会事業計画の日程について

議長 今年度の日程が出ましたので、手帳等に記載をお願いしたいと思います。

それでは、ほかのご意見はよろしいですか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議 長 事務局のほうもよろしいですか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議 長 それでは、令和4年第2回座間市農業委員会定例総会を閉会いたします。

午後2時15分閉会

以上の顛末をここに記載し、相違ないことを証するために署名します。

議 長 _____

2 番 _____

7 番 _____